

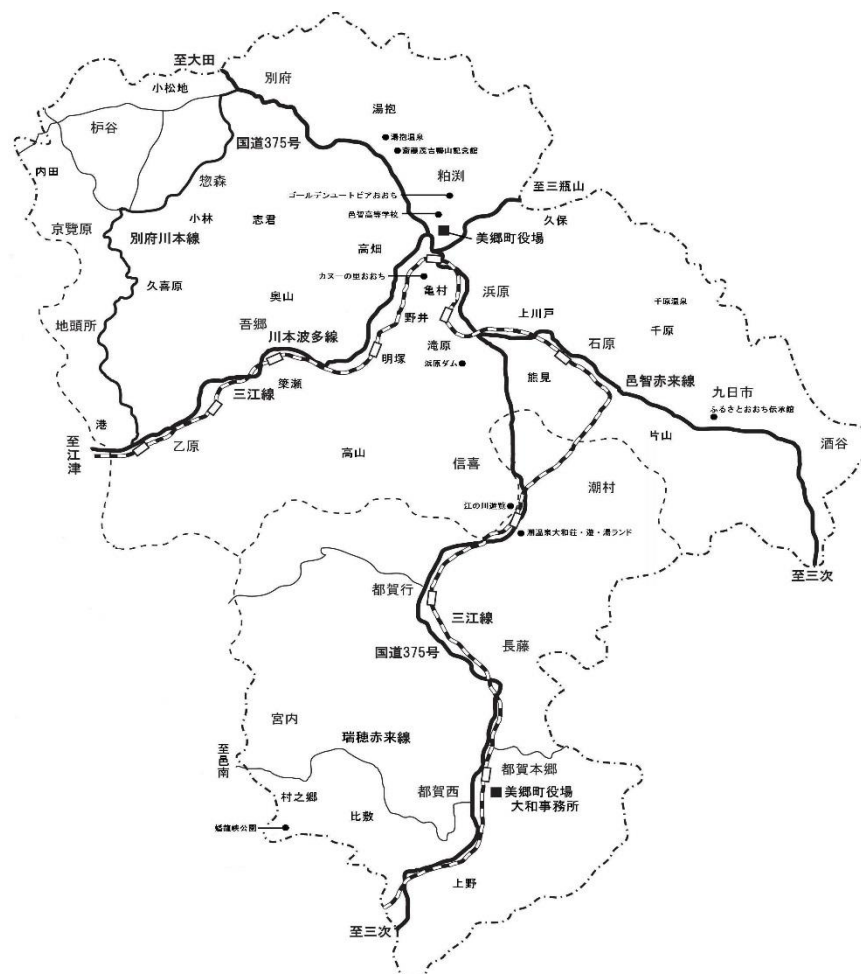
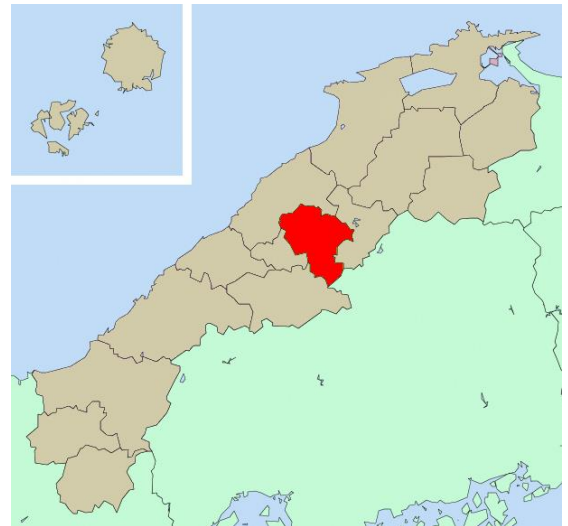
美郷町森林整備計画書

計画期間 $\left(\begin{array}{l} \text{自 令和 7 年 4 月 1 日} \\ \text{至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日} \end{array} \right)$

島根県美郷町

この計画書は、森林法第5条第1項の規定に基づく江の川下流域地域森林計画に適合した同法第10条の5に規定する市町村森林整備計画である。

美郷町の位置図



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	4
第2	造林に関する事項	4
1	人工造林に関する事項	4
2	天然更新に関する事項	6
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	7
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	7
5	その他必要な事項	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の標準	7
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	7
2	保育の種類別の標準的な方法	8
3	その他必要な事項	9
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	10
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	10
3	その他必要な事項	11
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	12
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	12
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	12
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	12
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	12
5	その他必要な事項	12
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	12
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	12
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	12
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	12
4	その他必要な事項	12
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	13
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	13
3	作業路網の整備に関する事項	13
4	その他必要な事項	14

第 8	その他必要な事項	15
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	15
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	15
Ⅲ	森林の保護に関する事項	16
第 1	鳥獣害の防止に関する事項	16
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2	その他必要な事項	16
第 2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	16
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法	16
2	鳥獣害対策の方法（第 1 に掲げる事項を除く。）	16
3	林野火災の予防の方法	16
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	16
5	その他必要な事項	16
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	17
1	保健機能森林の区域	17
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	17
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	17
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	18
1	森林経営計画の作成に関する事項	18
2	生活環境の整備に関する事項	19
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4	森林の総合利用の推進に関する事項	19
5	住民参加による森林の整備に関する事項	19
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	19
7	その他必要な事項	19

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は島根県のほぼ中央に位置し、「中国太郎」の異名を持つ江の川により南北に二分されており、河川浸食による急峻な地形を有する河岸部と、比較的なだらかな地形を有する高原部で形成されている。

本町の総面積は、28,292ha で、森林面積はそのうち 25,128ha であり、総面積の約 89%を占める。

本町の面積のうち、国有林は 4,619ha で約 16%と国有林の占める割合が高く（県内国有林面積の 14%）、その分布は町の中心部以南に多く存在する。

民有林は 20,509ha で約 72%を占めており、民有林における人工林面積は 8,521a、人工林率は約 41%となっている。

所有形態別に見ると、個人所有林 14,284ha（約 70%）、次いで島根県林業公社分収林 1,573ha（約 8%）、旧緑資源機構（森林総合研究所）1,361ha（約 6%）、共有林 534ha（約 3%）となっている。

また、民有林のうち 5,167ha が保安林に指定されており、水源かん養保安林が 4,172ha と最も多い。

民有林の所有規模は、1～3ha の小規模の所有者が多く、森林所有者が個人で森林を経営・管理することは非常に難しい状況にあり、集約化していくことが課題となっている。

2 森林整備の基本方針

美郷町では、島根県の基本方針に則し、「積極的な森林経営」による「林業の循環システム」の構築と、「コストを抑えた森林管理」による公益的機能の維持を目指す。

（1）地域の目指すべき森林資源の姿

公益的機能を有する森林	森林機能の役割	望ましい森林の姿
水源涵養機能維持増進森林	土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調整するとともに、渇水を緩和する働き	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	自然現象等による土砂の崩壊、流出等を抑制することにより、山地の荒廃を防ぎ、山地災害の発生を防ぐ働き	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能維持増進森林	強風、飛砂、騒音等の森林以外で発生する要因による生活環境の悪化を防止するとともに、気温、湿度などを調整し、快適な生活環境を保全・形成する働き	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健文化機能維持増進森林	文化的、教育的、保健休養的な様々な活動のための場の提供、感銘を与える優れた自然景観の維持・増進に寄与する働き並びに原生的な環境の保護、多様な動植物の生息環境の保存等を通じて、森林生態系を構成する生物を保全するとともに学術の振興に寄与する働き	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等の憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林 原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生

		育・生息する溪畔林 史跡、名勝等と一体となり、うるおいのある自然環境や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
--	--	---

木材生産機能を有する森林	森林機能の役割	望ましい森林の姿
木材等生産機能維持増進森林	木材等森林で生産される資源を持続的に生産する働き	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用可能な樹木により構成され、林道等の生産基盤が充実した森林や、架線などを活用し木材生産が実行可能な森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

公益的機能を有する森林	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能維持増進森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 ○通常伐期（標準伐期齢＋10 以上） ・皆伐は 20ha 以下 又は ○複層林施業や長伐期施業 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能維持増進森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 ○長伐期施業 ・伐期は標準伐期齢×2 以上 ・皆伐は 20ha 以下 又は ○複層林施業（伐採率 70%以下） ・維持材積 5 割以上 又は ○複層林施業（択伐） ・択伐率 30%以下 ・維持材積 7 割以上 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。
快適環境形成機能維持増進森林	地域住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 ○長伐期施業 ・伐期は標準伐期齢×2 以上 ・皆伐は 20ha 以下 又は

	○複層林施業（伐採率 70%以下） ・維持材積 5 割以上 又は ○複層林施業（択伐） ・択伐率 30%以下 ・維持材積 7 割以上 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。
保健文化機能維持増進森林	観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。 ○長伐期施業 ・伐期は標準伐期齢×2 以上 ・皆伐は 20ha 以下 又は ○複層林施業（伐採率 70%以下） ・維持材積 5 割以上 又は ○複層林施業（択伐） ・択伐率 30%以下 ・維持材積 7 割以上 ※長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ること。

木材生産機能を有する森林	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
木材等生産機能維持増進森林	林木の育成に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。 ○通常伐期（標準伐期齢） ・皆伐は 20ha 以下 ※計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めること。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林所有者及び森林組合等が相互に連絡を密にすることや、美郷町林業推進協議会で合意形成を図ることにより、関係者が一体となって森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備などの林業諸施策を計画的かつ組織的に取り組み、森林施業の合理化を推進することとする。

また、林業経営の規模拡大を図ると共に町全体の町全体の森林管理を維持・推進するため、不在村森林所有者を含む森林所有者から森林組合への長期の施業等の委託を推進するとともに、路網整備関係者間の合意形成を進め、森林作業道の開設を推進するなど、施業集約化による森林施業の合理化に努めることとする。

町内 2 箇所にある民国連携の森林共同施業団地での施業にあたっては、関係者及び国有林で行われる施業との連携を図り、計画的な路網整備や相互利用により施業の低コスト化について検討する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40 年	45 年	35 年	45 年	15 年	25 年

ただし、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとし、次表のとおりとする。

なお、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。

また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するものとする。

区 分	標 準 的 な 方 法
皆 伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。
択 伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

3 その他必要な事項

伐採後の適確な更新を図るため、木材の搬出にあたっては、適切な搬出方法を選択し、土砂の崩壊又は流出の防止に努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、「伐採者と造林者の連携による伐採と再造林等のガイドライン」及び「新たな再造林の手引き」により、伐採前から伐採者と造林者が連携して造林の計画を作成し、確実な更新と低コスト再造林を行う。

（1）人工造林の対象樹種

人工造林を行う際の樹種の選定は、適地適木を基本とし、自然条件、各種樹種の特質、木材の需要

動向、将来の用途等を勘案したうえで、樹種を定めることとする。

林業経営サイクルの短期化を図ることが可能な早生樹については、植栽を推進する。

また、健全で多様な森林づくりを図る観点から、可能な範囲内で郷土樹種を含め幅広い樹種の選択についても考慮する。

さらに、苗木の選定については、少花粉スギ等の花粉症対策に資する苗木の増加に努めることとする。

区 分	樹種名	備考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ	
広葉樹	キハダ、サクラ、クヌギ	

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種について下表の植栽本数を基準とし、地理的条件や森林所有者の意向を勘案して定めることとする。

(従来型施業) 用途→主に製材

樹 種	育林手法	植栽本数 (本/ha)
ス ギ	全面下刈 5 回、除伐 2 回、間伐 3 回	3,000 本程度
ヒ ノ キ	全面下刈 5 回、除伐 2 回、間伐 3 回	3,000 本程度
マ ツ	全面下刈 5 回、除伐 2 回、間伐 4 回	3,000 本程度
クヌギ等広葉樹	全面下刈 5 回、除伐 1 回、間伐 0 回	3,000 本程度

(低コスト型施業 1) 用途→主に製材、合板

樹 種	育林手法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
ス ギ	全面下刈 5 回、除伐 1 回、間伐 2 回	2,000 本	人工林、天然林

(低コスト型施業 2) 用途→スギ…主に合板 広葉樹…主にチップ

樹 種	育林手法	植栽本数 (本/ha)	前生樹
ス ギ	部分下刈 3 回、除伐 0 回、間伐 0 回	1,000 本	人工林
	部分下刈 3 回、全面下刈 1 回、除伐 1 回、間伐 0 回		天然林
広 葉 樹	部分下刈 3 回、除伐 0 回、間伐 0 回		人工林

注) ヒノキの植栽本数もこれに準ずる

樹下植栽本数については、上層木の成立本数を勘案して決定するが、基準をおよそ 1,000 本～2,000 本/ha とし、また、下層木の生育のため林内の相対照度を 30～50%以上確保することとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採者と造林者が連携して、伐採と地拵え（植栽）を同時進行または連続して行う一貫作業の導入を推進する。 伐採木、枝条等が植栽やその後の保育作業の支障とならないように整理し、林地の保全に配慮する必要がある場合は、筋置きとするなどの点を留意するものとする。 複層林造成時には、上層木の最終間伐時に、雑草灌木類を伐倒整理して地拵えを行うこと。
植付けの方法	気象、地形、地質、土壌等の自然条件等を考慮し、植栽樹種、植栽方法を定める。

	路網等の条件が整った場所や伐採と地拵え（植栽）を一貫作業する場所は、通年植栽が可能なコンテナ苗の導入を推進する。 広葉樹植栽で特に土壌の劣悪な場所に植栽する場合には、ポット苗等による植栽を考慮する。
植栽の時期	気象その他の自然条件、既往の植栽時期を勘案して適期に植栽する。 秋植えを原則とするが、風衝地等への植栽は春植えとする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに林地の荒廃を防止するため、地域の実情に合わせて確実な更新を行うこととする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地及びそれ以外の伐採跡地について、人工造林をすべき期間を次のとおり定める。

区 分		期 間
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地	皆 伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年を経過する日までに造林を行うこと
	択 伐	主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年を経過する日までに造林を行うこと
植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林以外の伐採跡地		「主伐として立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年後までに適確な更新がなされない場合は、その後２年以内に造林を行うこと

２ 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	ブナ、ナラ類等の広葉樹、アカマツ等の針葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	広葉樹

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
ブナ、ナラ類等の広葉樹、アカマツ等の針葉樹	3,000 本／ha

なお、天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種のうち草本類の背丈を超えたものが期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上となるよう更新すべきものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。
芽かき	ぼう芽更新による場合は、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき（ぼう芽整理）を行うこととする。

ウ その他天然更新の方法

更新完了とみなす後継樹の状況について、樹高 30cm 以上かつ草丈以上、更新すべき立木の本数が少なくとも 1,000 本以上／ha 以上、ササ類や草本類の繁茂等により更新を阻害されるおそれが

ないことをもって更新完了とする。

なお、天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により、確実に更新を図ることとする。

(3) 伐採跡地の天然更新すべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、立木の伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年後までに適確な更新を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数は、2の(2)のアに定める「天然更新の対象樹種の期待成立本数」に準じて、3,000本/haとする。

5 その他必要な事項

特に定めない。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

立木の生育促進及び林分の健全化、並びに利用価値の向上を図るため、地域において実施されている間伐の方法と照らして下表に示す方法を参考に、林木の競合状況等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐率、間伐木の選定方法その他必要事項を定めるものとする。

また、「新たな森林再生モデル」による低コスト型施業を導入する場合は、間伐回数等が減少することにより省力化を図ることが可能である。

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢			
			初回	2回目	3回目	4回目
スギ	植栽本数 仕立本数	3,000 700	16～20	33～37	47～51	
ヒノキ	植栽本数 仕立本数	3,000 900	17～21	27～31	43～47	
アカマツ クロマツ	植栽本数 仕立本数	3,000 400	12～16	22～26	33～37	47～51

標準的な方法

- ・林分密度管理図から作成した「島根県間伐指針表」を参考に間伐量を決定する。
- ・間伐木の選木にあたって、初回間伐では、
 - ①有害な木（重大な病害虫被害等）、
 - ②欠陥の多い木（曲がり木、損傷木等）、
 - ③特異な木（あばれ木等）を中心に選木する。
- ・2回目間伐以降は、収入が得られるよう選木する。

- ・間伐を実施する間隔については、
 - ①標準伐期齢未満：3 齢級以上を対象とし、15 年に 1 回以上間伐を実施
 - ②標準伐期齢以上：林冠が閉鎖するなど、間伐が必要とされる場合には、立木の成長力に留意して間伐を行う。
- ・間伐本数率はおおむね 30%を目安とする。
- ・材積に係る伐採率は 35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算して概ね 5 年後において樹冠疎密度が 10 分の 8 以上に回復することが確実であると認められる範囲内とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため下表に示す内容を基礎として植栽木の生育状況を勘案し、時期、回数、作業方法その他必要な事項を定めるものとする。

また、「新たな森林再生モデル」による低コスト型施業を導入する場合は、下刈回数等が減少することにより省力化を図ることが可能である。

(従来型施業による体系)

保育の種類	樹種	実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下 刈	スギ (秋植) (春植) ヒノキ (秋植) (春植) マツ (秋植) (春植)		○	○	○	○	○									
	備 考	・局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとする。 ・終期は目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとする。														
つる切り	スギ ヒノキ マツ							○ (○)		○ ○			○			
	備 考	・下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つるの繁茂状況に応じて行うこととする。 ・() は状況によって実施しない場合がある。														
枝打ち	スギ ヒノキ							(○)			○		○	○		○
	備 考	・経営の目的、樹種の特性、地位※、地利※等を考慮して行うものとする。 ・() は裾枝払いとする。														
除 伐	スギ ヒノキ マツ								○	○ ○		○		○		
	備 考	・下刈り終了後間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。														

※地位：林地の材積生産力を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたもの。一般に 1 から 5 の 5 段階で区分し、数字が小さいほど材積生長量及び上長生長量が大きく地位が高いこととなる。

※地利：林地が木材の搬出等に関して経済的位置の有利な程度を示すもので、林道等自動車道路までの距離でランク付けしている。

(低コスト型施業による体系)

保育の 種 類	樹 種	実施林齢・時期														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
下 刈	ス ギ															
	[人伐跡]															
	(秋植)		△	△	△											
	(春植)	△	△	△												
	[天伐跡]															
	(秋植)		△	△	△	○										
	(春植)	△	△	△	○											
除 伐	広葉樹															
	(秋植)		△	△	△											
	(春植)	△	△	△												
	備 考	・「低コスト型施業 2」を導入した場合。(植栽本数 1,000 本/ha) ・△…部分下刈 ○…全面下刈 を示す。														
除 伐	ス ギ															
	[人伐跡]															
	[天伐跡]															
	広葉樹															
除 伐	備 考	・「低コスト型施業 2」を導入した場合。(植栽本数 1,000 本/ha)														

注) つる切り、枝打ちについては必要に応じて実施します。

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、必要に応じて、上記の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐及び保育の方法を定める。

(間伐)

林道の整備の遅れ等により間伐が十分実施されない地域においては、風害に留意し、間伐の繰り返し期間を 5 年程度とし、5～8% (材積率) の間伐率による間伐を実施する。

(下刈り)

雑草木の繁茂が著しく、材木の生長が遅い林分においては、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ、造林木の高さが雑草木の概ね 1.5 倍程度になるまで追加して行うこと。

(つる切り)

つる類の繁茂が著しい、沢沿いの個所については、必要に応じ、2～3 年に 1 回、立木の生育に支障をきたさないよう実施すること。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養^{かん}の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 森林施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。森林の区域は別表2のとおり。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境^{かん}の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等

④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林

イ 施業の方法

アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を推進する。

アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を推進する。

アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推進する。

アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を推進する。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備

や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

別表 1

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 ^{かんよう} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図のとおり	1572. 91
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図のとおり	6. 84
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	設定なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	設定なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	設定なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	付属概要図のとおり	20, 502. 33

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代えることができる。

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林		設定なし	
長伐期施業を推進すべき森林		付属概要図のとおり	6. 84
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	付属概要図のとおり	1572. 91
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	設定なし	
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		設定なし	

3 その他必要な事項

特に定めない。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有状況が小規模・零細な中、長期的視点に立った適正かつ効率的な森林施業等の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るため、森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を推進することとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の森林の経営の委託を働きかけ、施業の集約化に取り組む森林組合等に対する必要な情報の提供、助言及びあっせん、美郷町林業推進協議会での合意形成等を行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託契約の締結に当たっては、立木の育成権の委任の内容等について委託者と受託者が十分に協議し、齟齬が生じることのないよう留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林の経営管理が困難な森林所有者に対して森林経営管理制度への参画を促し、未整備な人工林を減らすこととする。

5 その他必要な事項

特に定めない。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は、1～3haの小規模の所有者が多く、また、長期間の木材需要の停滞、価格の低迷等により森林所有者の林業に対する経営意欲も低下し、森林所有者が個人で森林を経営・管理することは非常に難しい状況である。このため、町と町内林業事業体で構成する美郷町林業推進協議会が中心となり、必要に応じた各種施策を組織的かつ計画的に実施し、森林組合の受託を中心にして小規模森林所有者又は不在村森林所有者の森林施業の団地化・共同化を推進し、市場にあわせた計画的な素材生産・安定的供給との調和を図る。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合との連携による普及啓発活動等を通じて、森林所有者の合意形成を図り、間伐をはじめとする森林施業、森林作業道の維持運営、境界の管理等の共同化を促進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

また、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、樹苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

上記事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

特に定めない。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		集約化した団地内での路網密度の目安
			基幹路網	
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系	175.0m/ha	42.5m/ha	70.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系	137.5m/ha	32.5m/ha	50.0m/ha
	架線系	50.0m/ha	32.5m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系	105.0m/ha	20.0m/ha	20.0m/ha
	架線系	32.5m/ha	20.0m/ha	
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	
急峻地 (35° ~)	架線系	10.0m/ha	10.0m/ha	10.0m/ha
	集材機系	10.0m/ha	10.0m/ha	

補足) 車両系作業システム：木材の木寄・集材を架線を張らずに車両系機械で実施

架線系作業システム：木材の木寄・集材をスイングヤーダ等の機械を用いて実施

集材機系作業システム：木材の木寄・集材を架線を張り集材機を用いて実施

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

特に定めない。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整第602号林野庁長官通知）及び島根県林業専用道作設指針（平成28年7月28日付け森第626号農林水産部森林整備課長通知）の規定を則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：

ha

開設／拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長及び箇所数)	(利用区域面積)	うち前半5年分	対図番号	備考
開設	自動車道	林道	美郷町	滝原田水線	0.5	88		(49)	
〃	〃	〃	〃	片山源田山線	1.3	207		(56)	
〃	〃	〃	〃	酒谷椿谷線	0.2	25		(50)	
〃	〃	〃	〃	掛谷線	0.2	20		(51)	
〃	〃	〃	〃	栗原線	3.5	192		(52)	
〃	〃	〃	〃	法田線	2.0	194		(53)	
〃	〃	〃	〃	新掘線	2.4	210		(54)	
〃	〃	〃	〃	牧坂線	1.3	50		(55)	
〃	〃	〃	〃	高山日平線	1.3	70		(57)	

〃	〃	〃	〃	笹目比敷線	0.7	29		(58)	
〃	〃	〃	〃	頃谷線	1.8	47		(46)	
〃	〃	〃	〃	深迫線	3.8	10		(60)	
〃	〃	〃	〃	宮内芋畑線	0.5	6		(59)	
〃	〃	〃	〃	潮源田山線	2.5	190		(61)	
〃	〃	林業専用道	〃	蛙子水線	2.2	265		(62)	
〃	〃	〃	〃	石見線	2.0	157		(63)	
〃	〃	〃	〃	古井ヶ谷線	1.5	104		(64)	
〃	〃	〃	〃	別府湯抱線	3.0	254		(65)	
〃	〃	〃	〃	小林向谷線	1.8	139		(66)	
〃	〃	〃	〃	小屋の奥線	1.0	55		(67)	
〃	〃	〃	〃	田之原線	1.5	130		(68)	
〃	〃	〃	〃	後口地線	1.5	82		(69)	
〃	〃	〃	〃	土俵線	1.5	48		(70)	
〃	〃	〃	〃	大美線（湯谷上山支線）	0.4	150		(71)	
〃	〃	〃	〃	久保線（湯谷上山支線）	1.5	142		(72)	
〃	〃	〃	〃	粕渕線	3.7	345		(73)	
〃	〃	〃	〃	ロクロ谷石見線	3.2	200	○	(74)	
開設計				27 路線	48.6	3,409			
拡張（改良）	自動車道	林道	〃	信喜線	0.7	1,036	○	(6)	
〃	〃	〃	〃	河木谷線	0.2	391		(27)	
〃	〃	〃	〃	越路谷線	0.3	59		(29)	
〃	〃	〃	〃	大野線	0.5	100		(19)	
〃	〃	〃	〃	上川戸久保線	0.2	57		(28)	
〃	〃	〃	〃	湯谷上山線	0.3	32		(12)	
〃	〃	〃	〃	港吾郷線	0.1	96		(8)	
〃	〃	〃	〃	乙谷線	0.1	4		(16)	
〃	〃	〃	〃	作木大和線	0.1	11		(1)	
〃	〃	〃	〃	魚切飯谷線	1.2	73		(44)	
改良計				10 路線	3.7	1,859			
拡張（舗装）	自動車道	林道	〃	火打谷線	0.5	560		(31)	
〃	〃	〃	〃	角石線	0.5	202		(2)	
〃	〃	〃	〃	尻廻線	0.5	110		(20)	
〃	〃	〃	〃	一本木線	3.0	73	○	(17)	一部舗装
舗装計				4 路線	4.5	945			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

林道、林業専用道については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 火付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するよう努める。

（２）細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、島根県森林作業道開設要領（平成

28年4月26日森第160号)に則り開設するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道の維持管理に当たっては、島根県森林作業道開設要領（平成28年4月26日森第160号）等に基づき、適切に管理するものとする。

4 その他必要な事項

特に定めない。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業労働力の主体を占める森林組合の作業班員は減少し高齢化も進んでいる。このため、組織・経営基盤の強化による雇用能力の向上及び福利厚生の上昇等就労条件の改善を図るとともに、高性能林業機械の導入等林業の機械化や林道・作業道等基盤整備の推進による労働強度の軽減などの就労環境の改善を進め、林業の担い手の育成並びに確保を図る。

(1) 林業従事者の養成

公的機関等が行う研修・講習会等、国や県が実施する現地検討会等を活用し、林業知識や林業技術の向上を図る。

(2) 林業従事者の確保

若年層の林業でのUターンを促進するため、林業労働に対するイメージの向上に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業の機械化は、生産性の向上、労働強度の軽減、低コスト化など林業経営の合理化に重要な役割を果たしてきている。今後は適切な林業機械作業システムの確立を目指すとともに、林業機械オペレーターの育成等の条件整備に努めていくものとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将 来
伐倒 造材 集材	町内全域	チェンソー 林内作業車 フォワーダ ハーベスタ スイングヤーダ	チェンソー 林内作業車 フォワーダ タワーヤーダ ハーベスタ 破碎機
造林 保育等	地拵、下刈	チェンソー、刈払機	チェンソー、刈払機
	枝打ち	手工具、枝打ち機	枝打ち機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
木材チップ製造工場	小松地	6,960t	△1	該当なし			山興緑化
堆肥製造工場	小松地	16,000t	△2				山興緑化
菌床椎茸生産施設	小 谷	30 m ²	△3				邑智園
菌床椎茸生産施設	都賀行	108 m ²	△4				新田農園
農畜産物加工施設	都賀西	416 m ²	△5				加工センター
農畜産物加工施設	粕 渕	96 m ²	△6				森林組合
展示販売施設	長 藤	200 m ²	△7				まほろば市
展示販売施設	粕 渕	250 m ²	△8				みさと市

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域の設定
該当なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成が図られるよう、生育状況など地域の実情に応じて被害防止に効果的な方法により、植栽木の保護措置（立木の剥皮被害や植栽木の食害等を防止するための枝条巻等）または捕獲等による鳥獣害防止対策を講じるものとする。

この際、関係機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努めることとする。

2 その他必要な事項

現地調査や各種会議で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等から情報収集等を行い、鳥獣害防止研修会等により森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除又は予防に当たっては、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めることとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うこととする。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林組合等と連携のもと、適確な被害状況の把握に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

- ・野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。
- ・ドローン等による野生鳥獣に係る森林防除対策を行い、森林被害の防止を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、森林の巡視、森林利用者の防火意識の向上に努める。また、防火線・防火樹帯等の整備を推進するとともに、防災施設として林道等の活用を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、「美郷町火入れに関する条例」（平成16年10月1日条例第154号）の規定を遵守し、防火のために必要な措置を講じ、天候や気象情報等を十分に把握した上で火入れを実施することとする。

また、延焼のおそれがある場合は、火入れを中止・休止するなど林野火災の発生に細心の注意を図ることとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし。

ただし、病虫害のまん延のため、緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定め

る森林以外の森林であっても、伐採を促進することにつき町長が個別に判断するものとする。

(2) その他

森林所有者等は、巡視等により森林被害の早期発見に努め、適宜必要な応急措置（通報等）を講ずるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

該当なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

該当なし。

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし。

4 その他必要な事項

該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めることとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
邑智①	57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72	919
邑智②	42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56	997
邑智③	82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95	1, 029
邑智④	29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81	1, 424
邑智⑤	17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28	1, 117
邑智⑥	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 128, 158	1, 489
邑智⑦	141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 155, 156, 157	1, 457
邑智	96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103, 104, 107, 108, 112	1, 023

⑧		
邑智 ⑨	105, 106, 109, 110, 111, 113, 114, 115, 116, 117, 118, 119, 129, 130, 131	1, 197
邑智 ⑩	120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 138, 139, 140, 159, 160, 161, 202	1, 625
邑智 ⑪	162, 163, 164, 165, 166, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 173, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201	1, 413
邑智 ⑫	174, 175, 176, 177, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184, 185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194	1, 516
大和 ①	317, 318, 319, 320, 321, 322, 323, 324, 325, 326, 327, 328, 329, 330, 331, 332, 333, 334, 335, 336	1, 332
大和 ②	352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371	1, 551
大和 ③	301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 315, 316, 337, 339	1, 231
大和 ④	338, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351	1, 200

2 生活環境の整備に関する事項

ＵＪＩターン者等の定住を促進するため、空き家情報を収集・発信し、定住したいとする者へ情報提供する。

また、山村の持つ優れた自然環境や独自の文化についても、情報発信する。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林・林業の活性化を図るため、地域材や地域の特産林産物の利活用を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図 番号
	位置	規 模	位置	規 模	
千原コミュニティセンター	石原	木造平屋			▽
林業総合センター	長藤	木造2階建て			▽

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

小・中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの親しみを育むため、公民館で行われる事業などまちづくり参加プログラムの中に森林・林業体験活動を組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

特に定めない。

(3) その他

特に定めない。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

(1) 経営管理権の設定

意向調査や申出に基づき、森林調査等を行い、経営管理権の設定を行う。

(2) 経営管理実施権の設定

経営管理権を設定した森林のうち、林業事業者への再委託が可能な森林について、経営管理実施権の設定を行う。

(3) 森林経営管理事業の実施

経営管理権を設定した森林のうち、経営管理実施権が設定されていない森林について、森林の状況を踏まえて複層林化その他の方法により経営管理を行う。

7 その他必要な事項

森林法、その他法令等により森林施業に制限のある森林は、それら法令等の目的達成に支障を及ぼさない範囲内で森林施業を実施することとする。